

東員町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

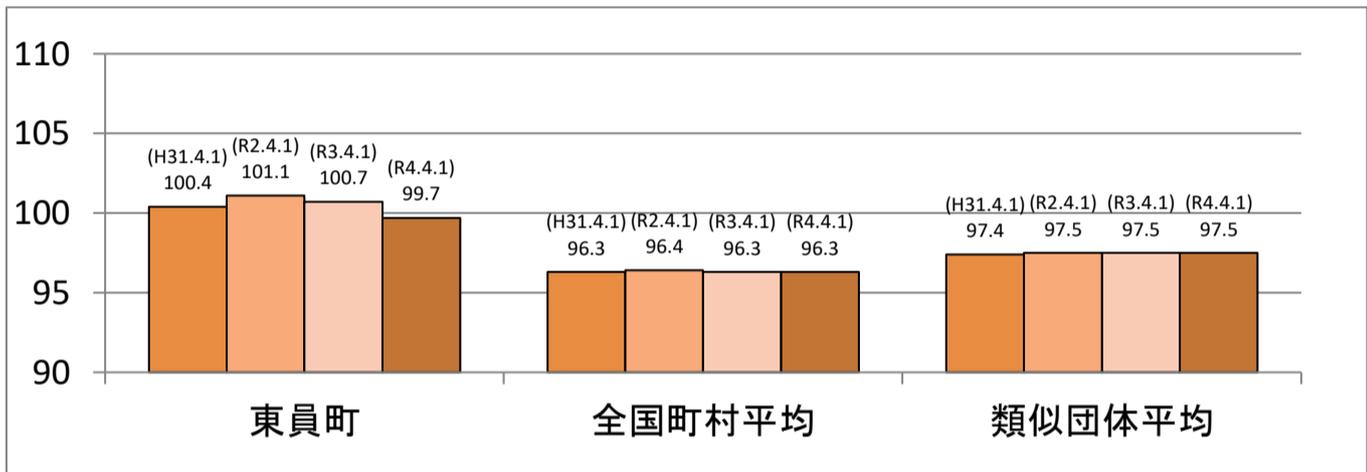
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R3年度	25,891	9,472,235	1,487,067	2,132,820	22.5	17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費（千円）				(参考)一人 当たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R3年度	210	693,721	127,998	279,549	1,101,268	5,244	5,575

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げしない。高齢層については最大で4%程度引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

（支給割合）国基準3%に対し、東員町においても3%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月1日に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合									
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
東員町の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東員町	43.2 歳	314,600 円	373,516 円	349,053 円
三重県	44.0 歳	333,400 円	429,831 円	372,166 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	40.7 歳	303,159 円	360,918 円	330,726 円

※平均給与月額とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものの平均金額である。
 ※平均給与月額（国ベース）とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東員町	53.7 歳	8人	226,800 円	246,301 円	241,113 円	—	—	—	—
うち 用務員	*	2人	*	*	*	用務員	49.1 歳	236,600 円	*
うち 調理員	52.8 歳	6人	220,100 円	241,733 円	236,650 円	調理士	46.0 歳	247,900 円	0.98
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	9人	272,791 円	293,133 円	282,450 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
	東員町	—	—
うち用務員	*	3,187,900 円	*
うち調理員	3,862,296 円	3,308,300 円	1.17

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成31年～令和3年の3ヶ年平均）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 ※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（—）」としている。）。

③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東員町	39.7 歳	303,800 円	347,535 円
三重県 (※ 小・中学校)	41.7 歳	358,100 円	408,832 円
類似団体	38.8 歳	291,296 円	323,648 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R4年4月1日現在）

区分	東員町	三重県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	189,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	139,900 円	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R4年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	256,250 円	363,940 円	391,550 円	405,100 円
	高校卒	— 円	376,800 円	375,800 円	400,267 円
技能労務職	高校卒	— 円	238,300 円	253,400 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※当該階層別職員がない場合は近似の階層職員の給料月額を記載しています。

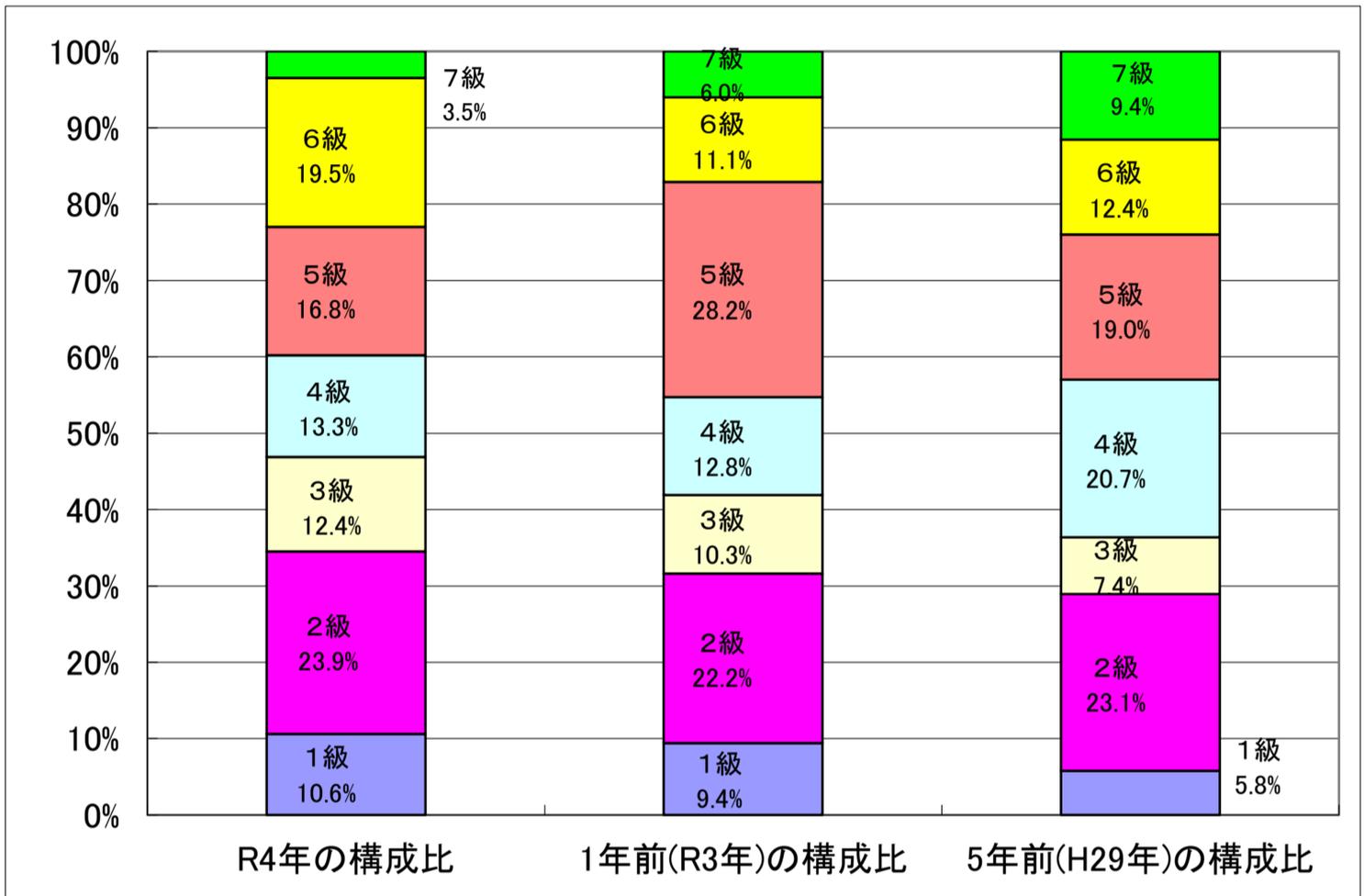
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R4年4月1日現在）

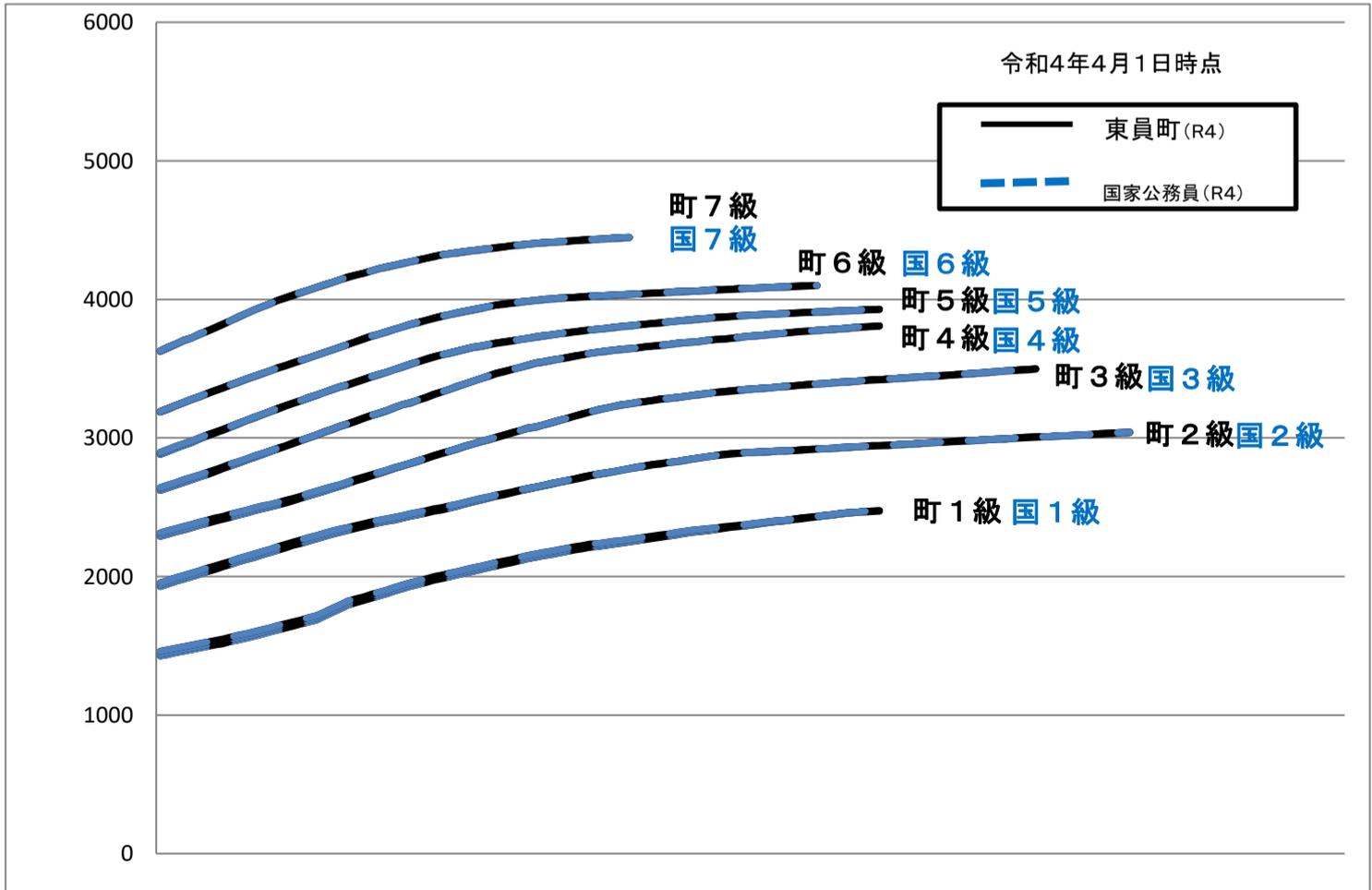
区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	12	10.6%	146,100	247,600
2級	主事	27	23.9%	195,500	304,200
3級	主任	14	12.4%	231,500	350,000
4級	係長、主査	15	13.3%	264,200	381,000
5級	課長補佐、主幹	19	16.8%	289,700	393,000
6級	課長、副課長	22	19.5%	319,200	410,200
7級	課長	4	3.5%	362,900	444,900

(注) 1 東員町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
□ 人事評価を活用していない					
活用予定時期			○		○

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東員町		三重県		国	
1人当たり平均支給額（R3年度） 1,362 千円		1人当たり平均支給額（R3年度） 1,619 千円		1人当たり平均支給額（R3年度） —	
（R3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分		（R3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分		（R3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○		
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
□ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					○

(2) 退職手当（R4年4月1日現在）

東員町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 859 千円 23,154 千円			1人当たり平均支給額 —		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、R3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (R4年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)		23,072 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		105,833 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東員町	3 %	218 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.7 %

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (R4年4月1日現在)

支給実績 (R3年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R3年度)		0.00 %		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	総務課、産業課	感染症防疫作業	0 千円	作業1日につき2,000円以内

(5) 時間外勤務手当

R3年度	支給実績 (R3年度決算)	47,485 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	250 千円
R2年度	支給実績 (R2年度決算)	37,629 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母 月額 6,500円 (被扶養者のうち16~22歳の子には5,000円加算)	同	—	19,973 千円	240,636 円
住居手当	家賃が16,000円を超える借家等の場合、月額28,000円を上限に支給	同	—	7,755 千円	267,399 円
通勤手当	通勤距離 (片道) が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じて、月額2,000円~31,600円	同	—	8,973 千円	54,713 円
管理職手当	・課長(7級)、局長及び特命監 50,000円 ・課長(6級) 47,000円 ・副課長及び ・園長(6級) 41,000円 ・園長(5級) 39,700円	異	支給額が異なる	15,758 千円	543,393 円
管理職員特別勤務手当	週休日等において勤務した管理職員に支給 勤務1回につき6,000~12,000円	同	—	1,226 千円	42,276 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に時間給を支給	同	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（R4年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	町長	780,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 890,000 円 / 385,000 円
	副町長	615,000	円	730,000 円 / 579,000 円
報酬	議長	327,000	円	445,000 円 / 271,000 円
	副議長	265,000	円	375,000 円 / 217,000 円
	議員	250,000	円	344,000 円 / 202,000 円
期末手当	町長 副町長	(R3年度支給割合) 4.40 月分		
	議長 副議長 議員	(R3年度支給割合) 4.40 月分		
退職手当	町長	(算定方式) 在職月数×0.416×報酬月額	(1期の手当額) 15,575,040 円	(支給時期) 任期毎
	副町長	在職月数×0.25×報酬月額	7,380,000 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

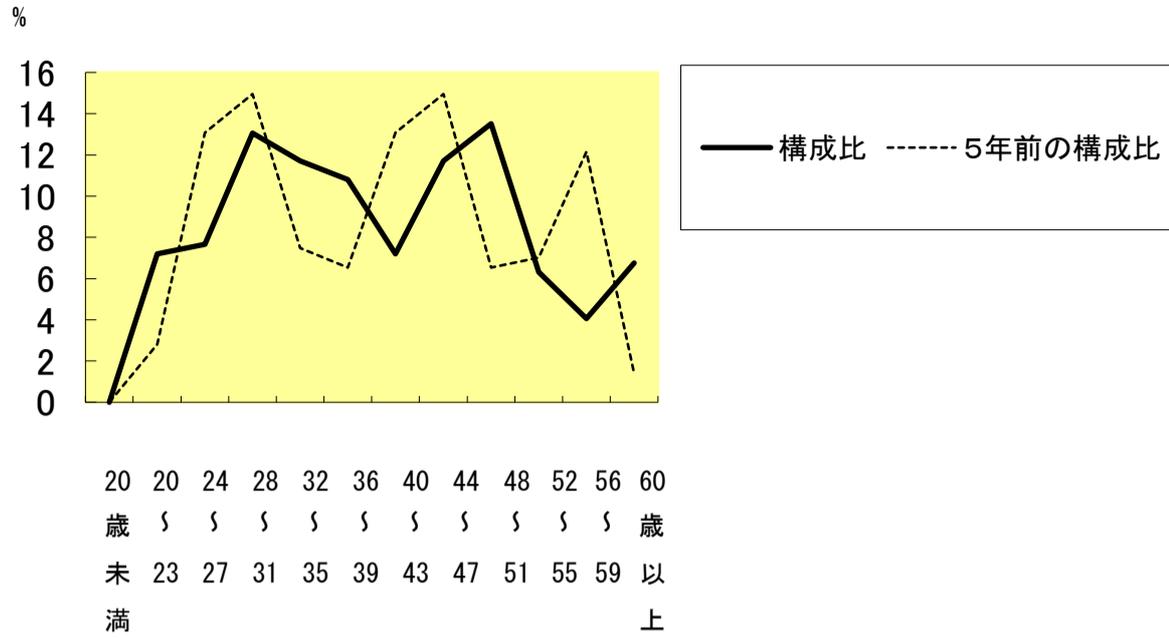
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	組織改革による減
		総 務	40	36	▲ 4	
		税 務	10	10	0	
		農 水	9	9	0	
		土 木	8	8	0	
		民 生	83	82	▲ 1	
	衛 生	5	6	1	組織改革による増	
	小 計	158	154	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.5人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数61.63人)	
	教 育	52	54	2	幼稚園教諭の増	
	小 計	210	208	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.3人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数77.65人)	
会 公 計 営 等 企 部 業 門 等	上水道	4	4	0		
	下水道	4	4	0		
	国 保	2	2	0		
	介 護	4	4	0		
	後期高齢	0	0	0		
	小 計	14	14	0		
合 計		224 [226]	222 [226]	▲ 2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.7人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 R4.4.1	0人	16人	17人	29人	26人	24人	16人	26人	30人	14人	9人	15人	222人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	145	144	145	152	158	154	9 (6.2)
教育	55	53	56	54	52	54	-1 -(1.8)
普通会計計	200	197	201	206	210	208	8 (4.0)
公営企業等会計計	14	14	14	15	14	14	0 (0.0)
総合計	214	211	215	221	224	222	8 (3.7)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実 質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R2年度の総費用に占 める職員給与費比率
R3 年度	千円 271,794	千円 34,064	千円 20,091	% 7.4	% 8.7

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
R3 年度	4	千円 12,883	千円 2,294	千円 4,914	千円 20,091	千円 5,023

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（R4年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給 (平均給料月額)	平均月収額 (平均給与月額)
東員町 (上水道事業)	44.3 歳	278,775 円	418,570 円
東員町 (団体平均)	43.2 歳	314,600 円	373,516 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東員町（上水道）		東員町（団体平均）	
1人当たり平均支給額（R3年度） 1,229 千円		1人当たり平均支給額（R3年度） 1,362 千円	
(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(R3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（R4年4月1日現在）

東員町（上水道）			東員町（団体平均）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円			1人当たり平均支給額 859 千円 23,154 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（R4年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）		418 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		104,589 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東員町	3 %	4 人	3 %

エ 特殊勤務手当（R4年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R3年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当無し	—	—	—

オ 時間外勤務手当

R3年度	支給実績（R3年度決算）	323 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	108 千円
R2年度	支給実績（R2年度決算）	822 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額（R2年度決算）	274 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）と同じ年度」の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（R4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母 月額 6,500円 （被扶養者のうち16～22歳の子には5,000円加算）	同	—	498 千円	249,000 円
住居手当	家賃が16,000円を超える借家等の場合、月額28,000円を上限に支給	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離（片道）が2km以上の職員に支給 通勤距離に応じて、月額2,000円～31,600円	同	—	133 千円	44,400 円
管理職手当	・課長（7級）、局長及び特命監 50,000円 ・課長（6級）47,000円 ・副課長及び園長（6級）41,000円 ・園長（5級）39,700円	異	支給額が異なる	564 千円	564,000 円
管理職員特別勤務手当	週休日等において勤務した管理職員に支給 勤務1回につき6,000～12,000円	同	—	8 千円	8,000 円